

JBA 一般社団法人 日本寝具寝装品協会委員会規約

第1条： 本協会の定款第48条に基づき設置された委員会の規約を次のとおり定める。

- 2、 委員会の委員定数は4名以上10名以内とする。
- 3、 委員の任期は、2年とする。
但し、補欠又は増員の為選任された委員の任期は、その前任者又は現任者の残存期間とする。
- 4、 委員長及び委員の再任は、これを妨げないものとする。
- 5、 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を総括する。
但し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理又は代行する。
- 6、 委員長の選任は、理事会で行うものとする。
- 7、 委員の選任は、委員長が行い、理事会の承認を得るものとする。
- 8、 委員会は委員長が召集する。
- 9、 委員会の議長は、委員長が行うものとする。
- 10、 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するものとする。
- 11、 委員会は、原則として四半期に一回開催し、運営、企画、及びその他必要事項について審議し、又は決するものとする。
- 12、 委員会は、議事終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。
- 13、 委員会は、年度末までに次年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出し、その承認を得て、会長の意向に沿い事業を行うものとする。
- 14、 委員会は、その事業活動の状況を定期的に会長及び理事会に報告するものとする。
- 15、 委員会には、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 16、 専門委員は、委員長が指名する。
- 17、 任期中の委員を変更するときは、変更届を理事会に提出しなければならない。

(資料： 定款／委員会について)

第48条 本協会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。